

議 第 7 6 号

令和 7 年 1 2 月 2 5 日提出

熊本市高校等進学支援金の支給を受ける者の決定について

熊本市高校等進学支援金の支給を受ける者を別紙のとおり決定したいので、教育委員会の意見を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

熊本市奨学金条例（平成 14 年条例第 18 号）第 16 条及び熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和 27 年教育委員会規則第 6 号）第 2 条に基づき、熊本市高校等進学支援金の支給を受ける者の決定について、教育委員会の意見を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市高校等進学支援金の支給要件及び申請状況について

1 熊本市高校等進学支援金の支給要件(熊本市奨学金条例第14条)

次に掲げる要件をすべて満たす者に対し、高校等進学支援金を支給する。

- (1) 本市に居住する者であること。
- (2) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に掲げる高等学校等への翌年度の入学を許可された者であること。
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていること又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の当該年度分の市町村民税(地方税法(昭和25年法律第226号))の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいう。)の所得割が非課税であること。
- (4) 過去にこの条例による支援金の支給を受けていない者であること。
- (5) 熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第2号又は第3号に掲げる者に該当しない者であること。

第2号については、今後入学考査が実施される高等学校等が多いいため、今回はそれ以外の要件について意見を求めるもの。

2 熊本市高校等進学支援金申請状況及び支給要件を満たすものの状況

○申請期間

令和7年(2025年)11月4日～12月1日

○申請状況及び支給要件を満たすものの状況

申請要件	申請者数	支給要件のうち(1)、(3)～(5)を満たすもの
生活保護	65人	65人
市県民税所得割非課税	422人	406人
合計	487人	471人

○制度周知方法

・リーフレットの配布

(市立及び私立の中学校等を通じて熊本市内の中学校に通う全ての3年生へ配布)

・熊本市ホームページ、市政だより10月号への掲載、ラジオ番組「おはよう熊本市」での広報

・市役所、区役所の総合案内や福祉課等関係課において募集案内を設置

・児童養護施設及び児童相談所に入所している生徒への配布を依頼

・保護管理課と連携し、各区保護課ケースワーカーを通じて中学3年生がいる生活保護世帯へ周知

・学校から中学校3年生世帯へ「すぐーる」による周知、就学援助世帯へリーフレット郵送

【参考】熊本市奨学金条例第16条

(支援対象者の決定)

第16条 支援金の支給を受ける者(第18条において「支援対象者」という。)は、教育委員会の意見を聴き、市長が決定する。